~ 返還不要の奨学給付金 ~

「高校生等奨学給付金」の 申請受付を開始します



一 栃木県奨学のための給付金(公立) 一



栃木県では、高等学校等の「授業料以外の教育に必要な経費」の負担軽減を目的として、一定の要件を満たす世帯(生活保護受給世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯)に対し、給付金を支給します。

給付金の支給を受けるには、

・要件に該当すること

詳しくは、次ページをご覧ください

申請を行うこと (8月29日(金)提出期限)

が必要です。

○給付金の支給時期

11 月下旬から(予定)保護者の方の口座に一括して振込みます。

ただし、給付金を未納学校徴収金へ充当することを学校長に委任した場合は、充当後の残額の振込となります。

※貸与ではないので、 返還は不要です。

令和7 (2025) 年度においても、引き続き、保護者の失職等による家計急変により、収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税相当まで落ち込んだ世帯(家計急変世帯)も対象とします。

※支給額や支給時期については、申請や家計急変時期によって異なります。

※7月2日以降に家計急変が発生した場合は提出期限後も随時受け付けます。

<u>申請を希望する方は、詳しい資料、申請書類を配布しますの</u>で、高校の事務室までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 宇都宮東高等学校 事務室

電話 028-656-1311

平日 8:30~16:30

(※8月12日(火)~8月15日(金)の学校閉庁日を除く)

